

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○福島県条例等の一部を改正する条例	一
○福島県特別措置条例の一部を改正する条例	一
○福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	三
○福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	三
○福島県職員恩給条例の一部を改正する条例	三
○福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例	三
○福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例	四
○福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	四
○民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	四
○福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例	五
○福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	五
○福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	六
○福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	六
○福島空港条例の一部を改正する条例	六
○福島県営住宅等条例の一部を改正する条例	六
○福島県立高等学校条例の一部を改正する条例	七

条 例

福島県条例等の一部を改正する条例、福島県特別措置条例の一部を改正する条例、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県職員恩給条例の一部を改正する条例、福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例、福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例、福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例、福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例、福島県議会議員及び福島県知事の選挙に関する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島空港条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例及び福島県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第六十号

福島県条例等の一部を改正する条例

（福島県条例の一部改正）

第一条 福島県条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十条の三第十項を次のように改める。

10 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七十三条第一項第二号若しくは第七号に規定する者又は同法第七十八号の七第一項第二号（同法第七十八号の二五の三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号若しくは第八号に規定する宅地、借地権若しくは建築物若しくは指定宅地若しくはその使用収益権又は同法第七十八号の七第一項第三号（同法第七十八号の二五の三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する宅地、借地権若しくは建築物（第二号において「従前の宅地等」という。）に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から、当該不動産の価格に第一号に掲げる金額に對する第二号に掲げる金額の割合を乗じて得た金額を控除する。

一 次に掲げる価額（都市再開発法第七十三条第一項又は第七十八号の二三第一項（同法第七十八号の二五の三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）次号において同じ。）の規定により確定した価額をいう。以下この号にお

いて同じ。）の合計額

ア 都市再開発法第七十三条第一項第四号に規定する施設建築敷地若しくはその

共有持分又は施設建築物の一部等の価額
イ 都市再開発法第七十三条第一項第九号に規定する個別利用区内の宅地又はその使用収益権の価額

ウ 都市再開発法第百十八条の七第一項第三号に規定する建築施設の部分の価額
エ 都市再開発法第百十八条の二十五の三第三項の規定により読み替えて適用される同法第百十八条の七第一項第三号に規定する施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額

二 従前の宅地等の価額（都市再開発法第七十二条の権利変換計画において定められ、又は同法第百十八条の二十三第一項の規定により確定した価額をいう。）の合計額

第四十条の三第十一項中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「第七十三条第一項第十七号」を「第七十三条第一項第二十二号」に改め、同条第十三項中「に掲げる」を「に規定する」に改め、同条第十四項から第十七項までの規定中「不動産取得税」の下に「の課税標準」を加える。

附則第九條第八項中「施行規則」を「施行規則附則第三條の二の十七第一項」に、「施行令」を「施行令附則第七條第二十一項」に改める。

（東日本大震災に係る復興整備事業における被災関連市町村との交換による土地の取得に係る不動産取得税の減免）

第九條の九 知事は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）

第四十六条第一項に規定する復興整備計画に記載された同条第二項第四号に規定する復興整備事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下この項において「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業（東日本大震災復興特別区域法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。）により当該復興整備計画を作成した同法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第二条第一項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。）の用に供するため、当該復興整備事業の実施区域（東日本大震災復興特別区域法第六十四条第一項の規定により同項の届出対象区域として指定された区域に限る。）内の土地の所有者が、当該土地を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の取得をした場合における当該土地の取得に対しては、当該取得が福島県条例等の一部を改正する条例（平成二十八年福島県条例第六十号）の公布の日から平成三十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、その取得者の申請により不動産取得税を減免する。

2 前項の規定に該当する不動産の取得に係る不動産取得税の減免すべき税額は、当該不動産取得税の全額とする。

3 第一項の規定によつて不動産取得税の減免の申請をしようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の規定に該当する不動産の取得が

あつたことを証明することができる書類を添付して知事に提出しなければならない。
一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名）

二 土地の所在、地番、地目及び地積
三 減免を受けようとする事由

四 被災関連市町村に譲渡した土地の所在、地番、地目及び地積
附則第十条の二の四第二項第二号ウ中「該当するもので施行規則」を「該当するもので施行規則附則第四条の五第七項」に、「排出ガス保安基準で施行規則」を「排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の五第十五項」に改め、同条第三項第二号ウ中「施行規則」を「施行規則附則第四条の五第十六項」に改め、同条第四項第二号ウ中「施行規則」を「施行規則附則第四条の五第二十四項」に改める。

附則第十条の四第二項第二号中「施行規則」を「施行規則附則第五条の二第一項」に改め、同項第三号中「施行規則」を「施行規則附則第五条の二第三項」に改め、同項第四号中「勘案して施行規則」を「勘案して施行規則附則第五条の二第四項」に、「値で施行規則」を「値で施行規則附則第五条の二第五項」に改める。

附則第二十条の二の第三項中「、租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項第一号」を「、第一号」に改め、同項第二号中「掲げる移管」の下に「（同条第五項第二号へ（1）に規定する租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第六項で定める事由による移管を除く。以下この号及び第四号において同じ。）」を加える。

（福島県条例等の一部を改正する条例の一部改正）
第二条 福島県条例等の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち福島県条例第三十一条の四を第三十一条の五とし、第三十一条の三

を第三十一条の四とし、第三十一条の二を第三十一条の三とし、第三十一条の次に一条を加える改正規定中「県民税の所得割」を「個人の県民税」に、「市町村民税の所得割の徴収」を「個人の市町村民税の徴収」に、「においては」を「には」に、「所得割の納税義務者」を「市町村民税の納税義務者」に、「の所得割に対する」を「に對する」に、「の所得割の割合」を「の割合」に改める。

第二条のうち福島県条例第三十九条の十七の次に一条を加える改正規定中「場合には」を「場合を含む。」に「には」に改める。

附則第六條第七項中「、二十八年新条例」を「、福島県条例」に、「（二十八年新条例）を」（同条例）に、「掲げる二十八年新条例」を「掲げる同条例」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中福島県条例附則第二十条の二の二の改正規定及び第二条中福島県条例等の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第七十六号）附則第六條の改正規定並びに次條の規定 平成二十九年一月一日

二 第一条中福島県条例第四十条の三の改正規定（第十項及び第十一項第二号に係る部分に限る。）及び附則第三条の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十二号）の施行の日
 （県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の福島県条例（以下「新条例」という。）附則第二十条の二の第三項の規定は、平成二十九年三月三十一日以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
 （不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新条例第四十条の第三十項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
 （税 務 課）

福島県条例第六十一号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
 （税 務 課）

福島県条例第六十二号

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成二十四年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「係る認定の日から平成二十八年三月三十一日」を「係る認定の日から平成二十九年三月三十一日（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合にあつては、平成三十三年三月三十一日。以下この条において同じ。）」に、「認定の日から平成二十八年三月三十一日」を「認定の日から平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
 （税 務 課）

福島県条例第六十三号

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例（平成二十五年福島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
 （税 務 課）

福島県条例第六十四号

福島県職員恩給条例の一部を改正する条例

福島県職員恩給条例（昭和三十二年福島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条本文中「禁固」を「禁錮」に改め、同条ただし書中「ただし、刑の」の下に「全部の」を加え、「その言渡を」を「刑の一部の執行猶予の言渡を受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる月の翌月以降は、これを停止せず、これらの言渡を猶予の期間中に」に改める。

第五十七条第一項ただし書中「ただし、刑の」の下に「全部の」を加え、「その言渡を」を「刑の一部の執行猶予の言渡を受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる月の翌月以降は、これを停止せず、これらの言渡を猶予の期間中に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
 （職員業務課福利厚生室）

福島県条例第六十五号

福島県修学等支援基金条例の一部を改正する条例

福島県修学等支援基金条例（平成二十一年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
 （私学・法人課）

福島県条例第六十六号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

例の一部を改正する条例

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成六年福島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ア中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号イ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第六条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「四円八十八銭」を「五円二銭」に、「三十六万五千円」を「三十七万五千五百円」に改める。

第九条第一号中「五百十四円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万八千八百七十五円」を「三十一万五千五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「五十五万七千七百十五円」を「五十七万三千三百円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（市町村行政課）

福島県条例第六十七号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

法律施行条例の一部を改正する条例

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十六年福島県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「掲げる事務」の下に、「別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び別表第二の上欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務」を加え、同条第二項中「掲げる事務」の下に「及び別表第二の上欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務」を加え、「同表の第四欄」を「法別表第二にあっては同表の第四欄、別表第二にあっては同表の下欄」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定による特定個人情報利用が可能な場合において、他の条例、規則及び規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第四条関係）

執行機関	事務
------	----

一 知事

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝炎の医療費助成に係る事務であつて規則で定めるもの

二 教育委員会

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて教育委員会規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（情報政策課）

福島県条例第六十八号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成二十六年福島県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表福島市の項中「五八三人」を「五八六人」に改め、同表会津若松市の項中「二七四人」を「二七六人」に改め、同表白河市の項中「二四〇人」を「二四五人」に改め、

同表須賀川市の項中「一五四人」を「一五六人」に改め、同表南相馬市の項中「一七一人」を「一七四人」に改め、同表伊達市の項中「一七三人」を「一七四人」に改め、同表南会津町の項中「八七人」を「八八人」に改め、同表会津坂下町の項中「六七人」を「六八人」に改め、同表会津美里町の項中「八二人」を「八三人」に改め、同表三春町の項中「五四人」を「五五人」に改め、同表広野町の項中「一五人」を「一七人」に改め、同表川内村の項中「一四人」を「一三人」に改め、同表双葉町の項中「二一人」を「二〇人」に改め、同表飯館村の項中「三〇人」を「二九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

(社会福祉課)

福島県条例第六十九号

福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

福島県認定こども園の要件を定める条例(平成十八年福島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表の二のアにより認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、別表の三のア、イ及びウの規定にかかわらず、別表の二のアにより認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園教諭免許状(幼稚園教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第四条第二項の普通免許状をいう。以下同じ。))又は幼稚園助教諭の臨時免許状(同法第四条第四項の臨時免許状をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

4 別表の三のウにより置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。))をもって代えることができる。

5 別表の三のイにより置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表の三のア、イ及びウにより置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を

有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、別表の二のアにより認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第四項	別表の三のウにより置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	別表の三のイにより置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第六項	別表の三のア、イ及びウにより置かなければならない幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園教諭免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有する者と認める者

別表中「(第二条関係)」を「(第三条関係)」に改め、同表の二のウ中「(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第四条第二項の普通免許状をいう。以下同じ。))」を削り、同表の三のイの(1)中「(幼稚園の普通免許状又は幼稚園助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項の臨時免許状をいう。))を有する者をいう。以下同じ。))」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(子育て支援課)

福島県条例第七十号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第七号イの表二階の部避難用の項及び三階の部避難用の項中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、同表四階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。))を有する付室」を「付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。))」に改める。

る。）」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

附則第十六条に次の三項を加える。

2 前項の事情に鑑み、当分の間、第四十七条第三項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

3 第一項の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に比べて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第四十七条第三項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

4 前二項の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前二項の規定の適用がないとした場合の第四十七条第三項により算定される保育士の数の三分の二以上、置かなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（子育て支援課）

福島県条例第七十一号

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年福島県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表備考第一号中「以下この号」の下に「及び附則第六条」を加える。附則に次の四条を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第五条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第六条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第六条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもつ

て代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第七条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもつて代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第八条 前二条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもつて代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（子育て支援課）

福島県条例第七十二号

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十二年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「第七十条の四第三十五項」を「第七十条の四第三十六項」に、「第七十条の六第四十項」を「第七十条の六第四十一項」に、「第四号」を「第三号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（農業担い手課）

福島県条例第七十三号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例（平成四年福島県条例第百一号）の一部を次のように改正する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（港湾課空港施設室）

福島県条例第七十四号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表福島県営北中央団地の項の次に次のように加える。

福島県営北沢又団地	福島市
-----------	-----

別表第一の一の表福島県営表団地の項の次に次のように加える。

福島県営若宮団地	二本松市
----------	------

別表第一の一の表福島県営牛越団地の項の次に次のように加える。

福島県営下北迫団地	広野町
-----------	-----

別表第一の一の表福島県営船戸団地の項を削る。

別表第一の一の表に次のように加える。

福島県営四ツ倉団地	いわき市
福島県営中原団地	いわき市
福島県営下矢田団地	いわき市
福島県営勿来酒井団地	いわき市
福島県営平赤井団地	いわき市
福島県営北好間団地	いわき市

別表第二一福島県営北中央団地駐車場の項の次に次のように加える。

福島県営北沢又団地駐車場	福島市	二千円
--------------	-----	-----

別表第二二福島県営表団地駐車場の項の次に次のように加える。

福島県営若宮団地駐車場	二本松市	二千円
-------------	------	-----

別表第二三福島県営牛越団地駐車場の項の次に次のように加える。

別表第二三福島県営牛越団地駐車場の項の次に次のように加える。		
--------------------------------	--	--

福島県営下北迫団地駐車場	広野町	千五百円
--------------	-----	------

別表第二に次のように加える。

福島県営四ツ倉団地駐車場	いわき市	二千円
福島県営中原団地駐車場	いわき市	二千円
福島県営下矢田団地駐車場	いわき市	二千円
福島県営勿来酒井団地駐車場	いわき市	二千円
福島県営平赤井団地駐車場	いわき市	二千円
福島県営北好間団地駐車場	いわき市	二千円

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

（建築住宅課）

福島県条例第七十五号

福島県立高等学校条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校条例（昭和三十九年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表中 「福島県立小高商業高等学校 南相馬市」 を「福島県立小高産業技術高等学校 南相馬市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（高校教育課）

